

施策の推進の方向

番号	項目	意見等	数	府の考え方
90	3-(5)	P15の取組むべき施策の修正 「致死処分数の減少を図り、多くの犬やねこに生存の機会を与えるため、保護収容動物・・・」を「致死処分数の減少を図り、多くの犬やねこに生存の機会を与えるため、市町村及び動物愛護団体と連携・共同して保護収容動物・・・」に修正する。	9	ご指摘の趣旨を踏まえて修正いたします。 致死処分数の減少を図り、多くの犬やねこに生存の機会を与えるため、市町村及び愛護団体等関係団体と連携・協働して保護収容動物の返還・譲渡を推進する。
91	3-(5)	愛護センターで引き取った動物達の抑留期限は殺処分数を減らすためにも、最低4週間にすること。 (迷子の動物にはネットや地域広告で飼い主を探す。犬だけでなく猫も同様に保護主が探しやすいシステムを確立する。)	95	P15 取組むべき施策「譲渡機会拡大のための機能整備」と記述しているとおり、致死処分数の減少を図り、多くの犬やねこに生存の機会を与えるため可能な限り抑留期間の延長に努めていきたいと考えています。
92	3-(5)	動物の殺処分方法は5年(3年、10年)以内に、個体ごとの麻酔薬(二酸化炭素で処分するまえに睡眠薬を与える)による安楽死に移行する。	104	現状の致死処分方法でやむを得ないものと考えています。
93	3-(5)	殺処分される予定の動物の命を少しでも多く救うために、インターネット上でその動物達のプロフィールを写真と共に載せ、貰ってくれる人を募る。また、窒息死の苦しみは息を止めてみたら誰でも分かる、窒息死させる側の人間にも心の傷が残る。殺処分するのであれば安楽死にするべき。	1	譲渡の適性があると判断された動物については、環境省の「動物の再飼養支援データベース・ネットワークシステム」の活用や府のホームページへの掲載等で譲渡の促進を図りたいと考えています。また、後段のご指摘につきましては、現状の致死処分方法でやむを得ないものと考えています。
94	3-(5)	「致死処分数の減少」という曖昧な表現ではなく具体的に致死処分数ゼロを掲げてほしい。	1	まずは返還・譲渡率を向上させることで致死処分数の減少を図りたいと考えています。
95	3-(5)	収容中の動物について、各市町村、県(府)庁、センターなどのHPで写真、保護した場所などを載せる。	4	ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。(P15【ホームページによる収容犬等についての情報公開の推進】)
96	3-(5)	生体を扱う保健所、センターなどは土日休日出勤し収容動物の飼育をすること。また、収容動物のコンパニオンアニマルとしての適性検査などを行い、平日以外にも休日にも譲渡会などを各センターで行ったり、各市町村で連携をとるボランティアと共同で譲渡会などを行う。	3	ご指摘につきましては、保健所等の運営上の問題であり、本計画素案に盛り込むべきものでないものと考えています。
97	3-(5)	安楽死のために麻酔薬の使用をするべき 行政も持ち込まれたペットを社会に戻す努力をすること。 各市町村だけでなく広範囲で連携を取り里親を募集 保護する期間の延長 飼い主に安易に持ち込む前に個人努力で譲渡先を探すことの指導 安易に殺処分に持ち込む人に安楽死の薬物の費用を出させる。	1	現状の致死処分方法でやむを得ないものと考えています。 なお、後段でご指摘の趣旨は、今後、施策を実施するに際して参考とさせていただきます。
98	3-(5)	動物管理センター(愛護センター、保健所など)で収容された犬、猫などの動物は、元の飼い主が引取りに来ない場合も、一般市民にもっと積極的に譲渡先の募集を行ってください。 愛護センター、保健所での動物の引取りを依頼してくる者には、高額な負担金を取るようにしてください。	1	ご指摘の趣旨は、今後、施策を実施するに際して参考とさせていただきます。なお、すでに引取り手数料は徴収しておりますが、その増額等に関しましては条例の改正が必要な措置となります。
99	3-(5)	P14(5)返還及び譲渡などの業務改善について ・収容犬の情報公開をHPのトップにわかりやすく記載してほしい。 ・愛護センターで引取ったり、捕獲した動物たちの抑留期限を最低4週間としてください。また、譲渡の可能性が高い個体については無期限に。 ・病院にかかった際、犬猫共、迷子札などの装着がない場合、着ける指導を獣医に協力を求める。同様にブリーダーなど関連業界にも注意喚起を促す。 ・愛護センターで譲渡のために収容している間の健康管理に万全を尽くす ・譲渡や収容に係る費用は、最大限、元の飼い主から徴収すべき	1	・収容犬の情報公開については、すでにP15 取組むべき施策「ホームページによる収容犬等についての情報公開の推進」として本計画素案に盛り込まれているものと考えています。 ・収容した動物の抑留期間、健康管理については、P15 取組むべき施策「譲渡機会拡大のための機能整備」と記述しているとおり、致死処分数の減少を図り、多くの犬やねこに生存の機会を与えるため可能な限り抑留期間の延長に努めていきたいと考えています。 ・所有者明示措置につきましても、P15 取組むべき施策「犬の鑑札装着等所有者明示・・・の徹底」として本計画素案に盛り込まれているものと考えています。 ・動物の引取り手数料を徴収しております。手数料の増額等に関しましては、条例の改正が必要な措置となります。
100	3-(5)	保護収容動物の譲渡に関して 譲渡希望者の身元を徹底的に確認するとともに不適切な希望者に対する譲渡をしないよう切望する。また、その際には譲渡に精通したボランティアの協力は必須かと思う。	2	ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。(P12【譲渡、適正飼養の推進等での動物愛護団体等との連携】)
101	3-(5)	収容された犬猫を多数譲渡する目的において、民間団体やボランティアと協力体制をとって譲渡を積極的に推進してほしい。	1	ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。(P12【譲渡、適正飼養の推進等での動物愛護団体等との連携】)
102	3-(5)	<動物収容施設> ガス殺処分ではなく、より苦痛の少ない薬殺処分に移行。 ゆくゆくは殺処分する場ではなく、譲渡をメインにする場にして、引取りに関しても安易な気持ちで行わないように引取りの単価を高めに設定し、不妊手術の徹底指導をしてほしい。 里親詐欺の事実があることを説明し、後日様子を報告できるようまた追跡できるよう理解を求め、一筆書いてもらうなど工夫する。 飼い主の処分持込がないように譲渡する場所という認識を県(府)民に浸透させる。今後5年など期限を切って、最終的には殺処分ゼロを目標に掲げる。	1	現状の致死処分方法でやむを得ないものと考えています。 また、避妊去勢措置の促進、終生飼養の徹底など適正飼養の啓発を図っていきたいと考えています。